

ヨーロッパ・英国への出荷をより効率的に



より迅速でコンプライアンスに準拠した出荷の実践ガイド

EUおよび英国への発送では、2つの異なる規制枠組みに対応する必要があります。EUの関税規則は統一されていますが、各加盟国*のローカルコンプライアンス要件により、書類手続きや付加価値税（VAT）の要件は国ごとに異なる場合があります。一方、英国ではブレグジット後、VAT、経済事業者登録識別番号（EORI）登録、製品コンプライアンスに関してEUとは別個の規制が適用されています。そのため、EU向け出荷とは異なるアプローチが求められます。

お客様にとって重要なポイント

些細な書類不備—たとえばVAT情報の記載漏れや、コマーシャル・インボイスの記入ミス—であっても、通関保留や通関遅延、不要なトラブルの原因となる可能性があります。

本ガイドでは、特に重要となる書類、事前準備のステップ、そして押さえておくべき通関用語を解説します。これにより、お客様が手続きを円滑化し、遅延を回避し、EUおよび英国の顧客によりスムーズな配送体験を提供できるよう支援します。

国・地域別の要件については、[こちら](#)をご参照ください。



出荷準備チェックリスト



円滑かつ迅速な通関手続きのため、必要な出荷情報をすべて準備し、提供してください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 輸出者および輸入者の詳細情報
会社名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレスを含みます。 | <input type="checkbox"/> 商品の詳細
各商品には明確かつ正確な説明を記載する必要があります。「スペアパーツ」などの一般的な表現だけでは不十分です。 |
| <input type="checkbox"/> EORI番号
税関が荷送人を特定し、貨物の動きを追跡できるようにするため提供してください。 <ul style="list-style-type: none">EU加盟国向けの出荷では、通常、輸入者のEORI番号を使用してください。アジア太平洋地域の荷送人は、通関申告を自ら行う場合のみEU EORI番号が必要です。英国向けの出荷では、輸入者は「GB」で始まるUK EORI番号を保有しています。 | <input type="checkbox"/> HSコード（Harmonized Tariff Code）
詳細なガイダンスは、EU向け輸入は こちら 、英国向け輸入は こちら をご参照ください。 |
| <input type="checkbox"/> VAT番号またはIOSS番号
VATはEU・英国での消費税であり、すべての輸入に適用されます。 <ul style="list-style-type: none">IOSSを利用しないVATの場合、VATおよび適用される手数料は、配送時に輸入者が支払うこと。EUはこちら、UKはこちらからガイダンスを参照してください。IOSSを利用して、チェックアウト時にVATを徴収し、通関を迅速化し、顧客への追加費用を防ぎます。<ul style="list-style-type: none">EUへのB2C輸入（150ユーロ以下）にはIOSSの利用を推奨すること。詳細はこちらからEU IOSSガイダンスを参照してください。 | <input type="checkbox"/> 原産国（COO）
各商品について製造国を明記します。 |
| | <input type="checkbox"/> 単位
各商品ごと（例：個数、パック数）に記載します。 |
| | <input type="checkbox"/> 商品の数量 |
| | <input type="checkbox"/> 単価 |
| | <input type="checkbox"/> 合計金額 |
| | <input type="checkbox"/> 合計請求金額および支払通貨 |
| | <input type="checkbox"/> 支払条件
支払方法・支払日、割引などの条件 |
| | <input type="checkbox"/> インコターム |

*EU加盟国にはつぎの国が含まれます：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン

ヨーロッパおよび英国向け出荷のための コマーシャルインボイスガイド



より迅速かつ効率的な通関のために、以下の手順に従って輸出用コマーシャルインボイスを作成してください。

A | FROM



- 荷送人の氏名、住所（郵便番号および国・地域を含む）、メールアドレス、電話番号
- IOSS番号およびEORI番号

B | SHIPMENT DETAILS



- トラッキング・ナンバー（UPS発行）
- シippメントID（UPS発行）
- 日付
- インボイスナンバー（該当する場合）
- PO番号（該当する場合）
- 販売条件（インコターム）
- 請求条件（適用される費用の支払者を明記）
- 輸出理由

C | SHIP TO (最終受取人)



- 受取人の氏名、住所（郵便番号および国を含む）、メールアドレス、電話番号
- VAT/税番号およびEORI番号

荷物の受取人が関税や税金を支払わない場合は、実際に支払う方の情報を「Sold To」欄に記載してください。これにより、その方がインボイス上でIOR (Importer of Record) となり、受取人に追加費用が請求されません。

D | SOLD TO (IOR)



- 氏名、住所（郵便番号および国・地域を含む）、メールアドレス、電話番号
- VAT/税番号およびEORI番号

Invoice

From

Tax ID/VAT No.: **DE12345678901234 (EORI)**
IM1234567890 (IOSS)

Contact Name: **Zhang **** Wei**

Company Name: **Skybridge Innovations Ltd**

Address: *******, Huangpu District**

City State/Province: **Shanghai, CN**

Postal Code Country/Territory: **2****2**

021-1**678**
Phone: **zhang****wei@skybridge.com**

A

Waybill Number: **1Z1234****1234** Shipment ID: **1234****6WK**

B

Date: **01-01-2026**

Invoice Number (Reference 1):

Purchase Order Number (Reference 2): **PO23456**

Terms of Sale (Incoterm): **FOB**

Reason for Export: **SALE**

Ship To

Tax ID/VAT No.: **DE84792051699831 (EORI)**
DE847920516 (VAT ID)

Contact Name: **Jonathan Meier**

Company Name: **MusterTech Solutions GmbH**

Address: *******, Munich**

City State/Province: **Munich, Bavaria, DE**

Postal Code Country/Territory: **8****2**

49-89-21**90**
Phone: **jonathanmeier@mustertech-solutions.de**

C

Sold To

Tax ID/VAT Number: **DE84792051699831 (EORI)**
DE847920516 (VAT ID)

Contact Name: **Jonathan Meier**

Company Name: **MusterTech Solutions GmbH**

Address: *******, Munich**

City State/Province: **Munich, Bavaria, DE**

Postal Code Country/Territory: **8****2**

49-89-21**90**
Phone: **jonathanmeier@mustertech-solutions.de**

D

Units	U/M	Description of Goods/Part Number	Harmonized Code	C/O	Unit Value	Total Value	Currency
250	EA	100% anodized aluminum mounting bracket for industrial sensor housings, corrosion-resistant finish, Part No. MB***27	761****990	CN	4.20	1050.00	EUR
75	EA	High-density polyethylene (HDPE) protective cable conduit, ribbed flexible tubing for electrical installations, 32mm diameter, Part No. CC***84	391****200	CN	9.80	735.00	EUR
Additional Comments :			Invoice Line total: 1785.00		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">H</div>		
			Discount/Rebate: 0.00				
			Invoice Sub-Total: 1785.00				
			Freight: 0.00				
Declaration Statement :			Insurance: 0.00				
I HERE BY CERTIFY THAT THE INFORMATION ON THIS INVOICE IS TRUE AND CORRECT AND THE CONTENTS AND VALUE OF THIS SHIPMENT IS AS STATED ABOVE.			Other: 0.00				
Shipper's Signature / Title			Date 01-01-2026		Total Invoice amount: 1785.00		Currency
			Total Number of Packages: 10				
			Total Weight: 60.5 KGS				

E | PACKAGE DETAILS



- 単位 – 商品の数量
- 測定単位 (U/M)
- 商品の説明 – 各商品が何であるか、どの素材で作られているか、用途を明確に記載

💡 ポイント：あいまいで具体性のない表現は避け、出荷の拒否や遅延を防ぎましょう。

- Harmonized Tariff Codes (HSコード) – 関税率、輸入付加価値税 (VAT)、各種税金を算定するために使用され、また特恵関税率が適用可能かどうかを判断するために用いられます。

💡 ポイント：ICS2規制を遵守するため、発送する各商品ごとにHSコードを記載してください。

- 原産国(COO) – 商品が製造または組み立てられた国・地域。一般的に、輸入前に別の国・地域で行われた作業や素材の追加は、その国・地域を原産国とみなすために、商品を実質的に変化させる必要があります。具体的には、商品の性質、名称、用途が変更される場合です。

💡 ポイント：商品の原産国を正しく申告することは非常に重要です。特に、現在の貿易環境では、特定の関税が原産国に基づいて適用される場合があります。

- 単価 – 各商品1点あたりの価額*
- 合計金額 – すべての商品を合計した価額*

*記載した価額の通貨を明記してください。(例：USD、GBP、EUR)

F | ADDITIONAL COMMENTS



- その他、参考となる情報

G | DECLARATION STATEMENT



- 申告文 – 輸出ライセンスが必要な商品や、ライセンス例外に該当する商品（例：DDS番号）については、インボイスに記載が必要な場合あり
- 出荷者の役職および署名
- 申告日

H | FINAL COST / VALUE INFORMATION



- インボイス合計 – 梱包を除いたすべての内容物の合計金額
- 割引
- インボイス小計 – 割引やリベート適用後の合計金額
- 輸送費 – 輸送にかかる費用
- 保険料
- その他の費用
- インボイス総額 – すべての割引適用後および追加費用加算後の最終合計
- 総梱包数
- 総重量
- 通貨コード

ヨーロッパおよび英国向け配送に関する 通関業務用語集



各用語の意味を把握することで、書類作成をスムーズに進め、EUおよび英国の通関手続きを安心して行うことができます。

経済事業者登録・識別番号（EORI番号）

それは何ですか？

- EUおよび英国の税関当局が、輸出入に関わる事業者を識別するために使用する一意の識別番号です。

いつ必要ですか？

- EUおよび英国では、輸入・輸出・通過を問わず、すべての通関手続きにおいてEORI番号の提示が必須です。

申請方法

- EU拠点の事業者：各EU加盟国の税関または税務当局を通じて申請します。
- 英国拠点の事業者：gov.ukのオンラインフォームから申請します。
 - 北アイルランド：既にEU EORIを保有していない場合は、別途EORIが必要になることがあります。
- EU圏外の事業者：通関手続きを行うEU加盟国のいずれかでEORIを申請するか、EU内の代理人に代行申請を依頼します。

輸入ワンストップシヨップ（IOSS）番号

それは何ですか？

- EU向けB2C（消費者向け）輸入で150ユーロ以下の商品に対するVAT（付加価値税）を、販売者が簡単に徴収・申告できる一意のVAT識別番号です。

いつ必要ですか？

- 150ユーロまでのB2C（消費者向け）電子商取引輸入の場合。
- 出荷時に、UPSにIOSS登録番号を提供してください。

申請方法

- EU拠点の事業者：[こちら](#)からIOSS登録番号を申請してください。
- EU圏外の事業者：EU内に拠点を持つ代理人を通じて、IOSS番号の登録およびVATの申告・納付を代行してもらってください。
- IOSS番号を利用すると、購入時にVATを徴収し、EUの単一の税務当局を通じて納付できます。これにより、出荷はすでにVATが支払われた扱いとなり、通関が迅速化され、顧客に予期せぬVAT請求が発生することはありません。

輸入者（インポーター・オブ・レコード：IOR）

それは何ですか？

- 輸入者（IOR）とは、通関に必要なすべての申告書類の作成、関税の支払い、その他の輸入義務について法的に責任を負う事業者または個人のことで、EUおよび英国では、IORはEUの税関管轄内に拠点を置く法的実体である必要があります。

いつ必要ですか？

- EUおよび英国向けのすべての出荷で必須です。APAC（アジア太平洋地域）の輸出者には、以下の選択肢があります：
 - EUまたは英国に法人を持ち、EORIおよびVAT番号を保有している場合：その法人をIORとして指定できます。
 - 現地法人を持たない場合：受取人をIORとして指定するか、EUまたは英国に拠点を持つ第三者代理人にIORとしての役割を委託できます。

申請方法

- EUまたは英国でIORとして行動するには、次の要件を満たす必要があります：
 - 有効なEORI番号を保有していること
 - 現地のVAT番号（該当するEU加盟国または英国の税務当局によって発行されたもの）を保有していること

ヨーロッパおよび英国向け配送に関する 通関業務用語集



各用語の意味を把握することで、書類作成をスムーズに進め、EUおよび英国の通関手続きを安心して行うことができます。

Import Control System 2 (ICS2)

それは何ですか？

- ICS2は、[EU](#)の事前到着セキュリティシステムであり、貨物がEU税関管轄に入る前に、安全性およびセキュリティリスクを評価するために、事前の電子出荷データの提供を求めます。

いつ必要ですか？

- EU：ノルウェーやスイスを含む、EUに入る、またはEUを経由するすべての出荷が必要です。
- 英国：英国本土（イングランド、スコットランド、ウェールズ）ではほとんど適用されません。ただし、北アイルランド向けまたは北アイルランドを経由する出荷は、EUのICS2データ要件に準拠する必要があります。

法令遵守のための必要事項

- 各商品の最低6桁のHSコード：UPS.comで、商品の説明に基づきAIによるHSコードの候補が提案されます。
- EUの受取人のEORI番号（該当する場合）
- 明確かつ正確な商品内容（品名・素材・用途を含む）

CBAM（炭素国境調整メカニズム）

それは何ですか？

- CBAM（炭素国境調整メカニズム）は、EUの気候政策で、特定の高炭素製品の[EU](#)への輸入に炭素価格を適用し、炭素の漏出を防ぐことを目的としています。輸入者は、認可されたCBAM申告者として登録する必要があり、CBAM登録番号が発行されます。なお、[英国](#)は2027年1月1日から独自のCBAM制度を導入する予定で、EUの制度とは別になります。

いつ必要ですか？

- 完全な財務遵守開始日：2026年1月1日
- 対象：EU向けの高炭素排出輸入品（鉄鋼、鉄、アルミニウム、セメント、肥料、電力、そして水素を含む）
- 免除対象：年間50トン未満のCBAM対象品（ただし水素と電力は除く）およびEU ETS加盟国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）からの輸入品

輸入者から取得すべき情報

- 毎年5月31日までに、前年に輸入したCBAM対象商品の数量および内包排出量を年次報告すること。
- 純排出コストに相当するCBAM証書を購入し、提出（償却）すること。
- CBAMが適用される場合、出荷作成時に有効なCBAM登録番号を提供すること。

DDS（デューデリジェンス 宣言書）参照番号

それは何ですか？

- [EU森林破壊防止規則](#)（EUDR）に基づき、規制対象商品をEU市場に投入、提供、またはEUから輸出する前に、その商品が森林破壊フリーであることを確認・申告するための番号です。

いつ必要ですか？

- EUDR規制対象商品とその派生製品を含む出荷について対象には、パーム油、牛肉（家畜）、大豆、コーヒー、ココア、木材、ゴムなどの一次商品のほか、タイヤ、牛肉製品、家具、チョコレートなどの派生製品も含まれます。
- 中規模・大規模事業者および取引業者は、2026年12月30日から、小規模・マイクロ法人は、2027年6月30日から適用されます。

申請方法

- 商品がEUの国境に到着する前に、EU情報システムを通じてDDSを提出すること。
- 規制対象商品について、通関手続きの支援のため、通関申告書にDDS参照番号を記載すること。